

令和元年7月16日

会員各位

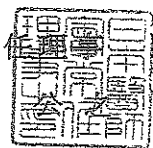
鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令
及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令の公布について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会常任

長島



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令の
公布について（通知）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局長より都道府県知事等に対し、標記の文書が
発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、麻薬等に関する3つの国際条約に基づき、国連事務総長による計12物質
に対する対応が通告されたことより、国内においても下記物質及びその塩類が新た
に麻薬等として指定されたことを周知するものであります。

研究者等が、今般麻薬等に指定された物質を取り扱う場合には、麻薬研究者等の
免許取得が必要であるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を遵守しなければ
ならないことにご留意いただきたいと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴
会管下関係機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

<新たに麻薬に指定>

- ① N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
(通称: ADB-CHMINACA)
- ② N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
(通称: ADB-FUBINACA)
- ③ 2-エチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン及びその塩類
(通称: N-Ethylorpenylone, ephylone, bk-EPDP)
- ④ 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
(通称: CUMYL-4CN-BINACA, 4-cyano CUMYL-BUTINACA, SGT-78)
- ⑤ N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルシクロプロパンカルボキサミド及びその塩類
(通称: Cyclopropylfentanyl)
- ⑥ N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)ブタンアミド及びその塩類
(通称: 4-FBF, p-FBF, p-fluorobutyrylfentanyl, p-fluorobutyrylfentanyl)
- ⑦ N-(2-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)プロパンアミド及びその塩類
(通称: 2-Fluorofentanyl, ortho-fluorofentanyl, o-fluorofentanyl)
- ⑧ メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
(通称: FUB-AMB, MMB-FUBINACA, AMB-FUBINACA)
- ⑨ 2-メトキシ-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルアセトアミド及びその塩類
(通称: Methoxyacetylfentanyl)

<麻薬向精神薬原料、特定麻薬向精神薬原料に指定>

- ① メチル=2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボキシラート及びその塩類
(通称: 3, 4-MDP-2-P methyl glycidate, PMK glycidate)
- ② 2-メチル-3-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-オキシラン-2-カルボン酸及びその塩類
(通称: 3, 4-MDP-2-P methyl glycidic acid, PMK glycidic acid)

以上